

別紙3(第7条関係)

会議結果のお知らせ

令和5年度第1回宮古市子ども・子育て会議を、次のとおり開催しました。

令和5年9月19日

宮古市子ども・子育て会議

- 1 開催日時
令和5年8月30日(水) 午後2時から午後3時10分
- 2 開催場所
宮古市市民交流センター2階多目的ホール
- 3 議題
子ども・子育て支援事業について
- 4 会議の概要
 - (1)会長選出
 - (2)令和5年度子ども・子育て支援事業の状況及び令和4年度子ども・子育て支援事業の実績について
 - (3)教育・保育施設の利用定員の設定(変更)について
- 5 問い合わせ先
宮古市保健福祉部こども課保育係
TEL 0193-62-2111(内線1319)

令和5年度第1回宮古市子ども・子育て会議結果（報告）

- 1 日 時 令和5年8月30日（水）午後2時から午後3時10分
- 2 場 所 宮古市市民交流センター2階多目的ホール
- 3 出席者
 - (1)委員 16名
加藤敏子、小松美加、高玉智晴、前川真穂、飛鳥克寛、櫻岡美穂、佐々木千佳子、加藤美季、大向幸男、松浦直樹、川口太嗣、伊藤直子、坂下健一、伊東喜幸、岸田優、千田志保
 - (2)オブザーバー 1名
沿岸広域振興局保健福祉部宮古保健福祉環境センター福祉課 主事 菅原信乃
 - (3)事務局 7名
保健福祉部長 佐々木雅明、こども課長 荒川東永、保育係長 鳥居裕司、子育て支援係長 若江奈津子、こども発達支援センター所長 多田広美、こども課 主任 岩間愛、こども課 主事 阿部優大
 - (4)傍聴人 0名

4 内 容

- (1)委嘱状交付 保健福祉部長より委員に対し委嘱状を交付
- (2)開 会
- (3)挨拶 保健福祉部長より挨拶
- (4)委員紹介 事務局より委員及びオブザーバー並びに事務局の紹介
- (5)議 事
 - ①会長選出
 - ②令和5年度子ども・子育て支援事業の状況及び令和4年度子ども・子育て支援事業の実績について（資料に基づき事務局より説明）質疑

【委員】

「在宅子育て支援事業」の予算額は、在宅で満3歳まで養育する保護者の具体的な人数で算出した予算なのか。

(事務局)

3歳未満で保育施設等を利用していない方ということで、年間500名ほどを想定して算定している。ただし、この事業は令和5年の7月に改正した事業であるため、この予算額については7月からの9か月分の予算ということで載せている。来年度以降は4千万円近い金額になると予想している。

【委員】

「子育て世帯生活支援特別給付金事業」と「児童福祉施設等感染症対策事業、幼稚園感染症対策事業」と「在宅子育て支援事業」は、国の事業か。

(事務局)

「子育て世帯生活支援特別給付金事業」については2つの事業を含んでおり、ひとつは国で実施している事業で非課税の低所得の方を対象とした事業となっている。それから、ひとり親世帯向けの給付金事業については国の事業では所得制限があり、所得制限内の方については国の事業として行うが、所得制限を超えたひとり親世帯の方については宮古市が独自で給付する事業となっている。続いて、「児童福祉施設等感染症対策事業、幼稚園感染症対策事業」については、国の補助を得て行っている。それから、「在宅子育て支援事業」については、宮古市が平成30年度から独自に実施しており、岩手県内の市では宮古市のみが実施している事業であった。それが、令和5年4月から岩手県も行うということになり、この中の一部は岩手県からの補助を受けて実施している。岩手県は児童1人当たり1万円で第2子以降ということで制限を設けているが、宮古市は3歳未満で保育施設等に入っていなければ第1子から1万5千円ということで、県よりも上乗せをして行っている。

【委員】

「子育て世帯生活支援特別給付金事業」について、ひとり親世帯と非課税世帯とあるが、非課税にならない世帯でもぎりぎりの生活をしている家庭があると思うので、非課税世帯という線引きをするのはどうかと思っている。

(事務局)

国から示された条件に則って行っており、対象となる非課税世帯とは令和4年中の収入が少なかった方である。最近になって収入が下がった方など令和4年の収入では非課税にならない方で、令和5年になってから収入が下がり、年間の収入が非課税に相当する見込みとなる方に対しては、お話をお伺いしたうえで家計急変世帯として給付金の対象にしている。

【委員】

こども食堂に関して質問したい。私自身の長男が高校3年生、次男が中学校3年生、長女が小学校6年生だが、宮古市にこども食堂という事業があることを初めて知った。具体的にどのような活動をしていて、どのくらいの利用があるのか、また、いつからこのような事業があったのか教えていただきたい。

(事務局)

こども食堂が宮古市の事業として始まったのが、平成31年度からとなっている。ご存じなかったということで周知の仕方を振り返らなければならないと感じたところであるが、こちらは市内5~6か所ほどで実施しており、津軽石中学校区、河南中学校区、第二中学校区、第一中学校区、そのほかに川井地区で実施している。月に1回土曜日に実施しており、学校区の小中学校にはチラシを配布し、生徒に配っていただいている。内容としては、学区内の中学生以下の子どもを対象に、もともとは、皆でご飯を作って配膳し、食べて後片付けまでしましょうということで始まっているが、ここ3~4年間はコロナの関係で、会食形式にするのが心配だったため、現在はお弁当を地区のボランティアの方に作っていただき、来た子どもたちに配布するという形で行っている。コロナも5類になったため、できればもう少し子どもたちと地区の皆さまとの顔が見える関係を築ければということで、例えば

広いグラウンドがある所であれば、そこで皆で遊びましょうとか、また、高校生にボランティアに来ていただいて宿題を一緒にやり勉強を見ていただくなど、地区それぞれの活動を広げているところである。

【委員】

花輪学区のため、存じ上げなかったのだと思う。今後規模を広げていく計画はあるか。

(事務局)

この事業は社会福祉協議会に委託しているが、地区の民生委員や地元の方々の協力を得て行っているものであるため、ご支援を得ることができればそれぞれの中学校区単位に広げていきたいと思っている。

【委員】

補足になるが、津軽石学区、河南学区では70食、二中学区では100食提供し、ほぼなくなる状況。川井地区では要望に応じて行っている。一中学区は未広町の「凧」で長期休みの時に学習支援と食事の提供をしている。また、「しおかぜキッチン」を近内で行っているが、そちらは支援が必要な世帯の方々に声をかけて食事の提供や相談を行っている。

【委員】

「保育所等整備事業」の各予算額はどのような形で算出しているのか。現地を見ていないので分からないが、重茂児童館の屋根の塗装に5百万円は高いのではないかと感じる。予算なので施工会社によっては変わってくると思うが、どのように予算算出しているかお聞きしたい。

(事務局)

工事の予算については、規模にもよるが、業者に設計委託をして算出する場合と、建築住宅課に建築技師がいるので、規模が小さい時はそちらで算出している。重茂児童館については建築住宅課で算出している。

【委員】

地域子育て支援拠点事業の相談等の状況について、年度毎に相談数が減っているようだが、何か理由があるのか。

(事務局)

利用状況そのものが令和2年度以降大きく減っており、コロナの感染状況で施設自体を閉鎖している期間が相当な日数あった。令和3年度は年の半分以上閉じていた。それに比例して相談件数も減っている。令和5年度にコロナが5類になったが、思ったほど利用者数が回復していない状況。子育て支援センターを利用する方は保育施設等に入っていない未就園児が多いが、コロナ禍の中で生まれた子どもの親は、このような施設に子どもを連れていく習慣が確立されていないのかも知れないので、そのような方に今後アプローチをしていき利用者数の回復に努めなければならないと思っている。それに伴って相談件数も戻ってくると考えている。

【委員】

キャトル宮古から移設した立地の関係もあると思うので、もう少しPRすれば利用者数も増えると思うため、よろしくお願いします。

【委員】

保育施設の定員が割れているように見受けられるが、待機児童はいないのか。

(事務局)

資料でご報告のとおり、年々待機児童数は減ってきている。令和5年度は現時点では待機児童数は0となっている。希望の保育施設がいっぱいでも他の施設に空きがあり受け入れられるということで0となっている。

【委員】

私が子育てしていた頃と全然違うので、よく分からないのだが「認定こども園」というものが今は主流なのか。

(事務局)

子ども子育て支援新制度という新たな制度が創設され、幼稚園で行っている教育と保育所・保育園で行っている保育の両方を持ち合わせた「認定こども園」というものができ、主流というわけではないが、宮古市内のもともと幼稚園だったところも認定こども園に移行している。3歳以上の幼稚園での教育を希望する子どもは1号認定、3歳以上で保育の必要な事由があり保育を希望する3歳以上の子どもは2号認定、3歳未満の子どもは3号認定ということでご利用いただいている。

【委員】

「保育所等整備事業」の医療的ケア児用スロープ設置工事は、現在利用している方がいて新たに設置なのか、今後利用される方がいる場合にはこちらの保育所を利用するというので設置するのか。

(事務局)

実際に必要とされた、ということで設置することになった。

③教育・保育施設の利用定員の設定（変更）について（資料に基づき事務局より説明）

質疑

【委員】

変更は、あかまえこども園だけか。利用定員の変更の時期はこの時期なのか。

(事務局)

変更は、あかまえこども園だけである。変更の時期は特に決まりはないが、一般的には4月1日からが多い。年度途中でも可能となっている。

(6)その他

(7)閉会

以上